

県提示案の概要（市川市行徳漁業協同組合）

- 1 県は、行徳漁協が被った漁業権価値の毀損・低下という損害に対する賠償として、「補償アドバイザーの提言」に沿って算定した下記ア、イの合計額を支払う。 ……約55億6千万円（ア＋イ）

ア 転業者が昭和57年当時行使していた漁業行使権部分に係る本件漁業権の価値に相当する金額及び昭和57年に転業者が転業した後に残存した本件漁業権の価値と平成13年当時現存していた本件漁業権の価値の差額に相当する金額 ……約40億9千万円

イ 上記金額に対し、行徳漁協が損害を被ることが確定した平成13年9月26日以降、支払いまでの間、民法所定の年5%の割合により算定された遅延損害金を付す。 ……約14億7千万円

（平成20年11月28日支払日とした試算額）

- 2 行徳漁協は、県から支払われる賠償金を優先的に転業準備資金の弁済に充てることにより、この問題の早期解決を図ることとする。
- 3 転業準備資金の利息について行徳漁協が支払うために生じた債務で県が債務引受をしていないもの及び行徳漁協により現金で支払済の利息については、補償アドバイザーの助言等を踏まえ、県による新たな免責的債務引受ないし利息相当額の支払い等の措置は講じないこととする。
- 4 上記の金銭的な措置に加え、三番瀬漁場の再生について、「千葉県として関係部局が連携して取り組んでいくこととされている。」旨を盛り込んだ。

県提示案の概要（南行徳漁業協同組合）

1 県は、南行徳漁協が被った漁業権価値の低下という損害に対する賠償として、「補償アドバイザーの提言」に沿って算定した下記ア、イの合計額を支払う。……………約4億2千万円（ア＋イ）

ア 昭和51年に県が南行徳漁協に対して漁業権の一部消滅補償を行った後に残存した本件漁業権の価値と平成13年当時現存していた本件漁業権の価値の差額に相当する金額……………約3億1千万円

イ 上記金額に対し、南行徳漁協が損害を被ることが確定した平成13年9月26日以降、支払いまでの間、民法所定の年5%の割合により算定された遅延損害金を付す。……………約1億1千万円

(平成20年11月28日支払日とした試算額)

2 上記の金銭的な措置に加え、三番瀬漁場の再生について、「千葉県として関係部局が連携して取り組んでいくこととされている。」旨を盛り込んだ。

平成12年（行ウ）第42号 千葉県に代位して行う損害賠償等請求事件

要 旨

〔主文〕

- 1 原告らの被告沼田武に対する請求に係る訴えを却下する。
- 2 原告らの被告中野英昭に対する請求を棄却する。

〔事実及び理由〕

1 事案の概要

東京湾北部の市川市，船橋市及び浦安市の地先に位置する浅海域である通称三番瀬海域（市川2期地区等）の埋立計画に関連して，千葉県信用漁業協同組合連合会（信漁連）及び千葉銀行から市川市行徳漁業協同組合（行徳漁協）に対して融資された金銭の利息を支払うために，行徳漁協が信漁連から金銭を借り受けたことによる債務について，千葉県（県）は，その債務を免責的に引き受けて合計56億0958万円余を支払った。これに関して，県の住民である原告らは，当時県企業庁長であった被告中野がした，県の前記債務引受けした債務に係る支出決定及び支出命令が違法であり，同決定及び命令について当時県知事であった被告沼田及び被告中野には財務会計上の義務違反があると主張して，平成14年法律第4号による改正前の地方自治法（旧地自法）242条の2第1項4号に基づき，県に代位して，被告らに対し，前記決定及び命令に基づく支出金相当額（56億0958万円余）の損害賠償金及び遅延損害金の連帯支払を求めた。

当裁判所は，被告沼田に対する請求に係る訴えは不適法であるから却下し，被告中野に対する請求は理由がないから棄却した。

2 前提事実

(1) 三者合意及び転業準備資金の融資

県と行徳漁協と金融機関（信漁連又は千葉銀行）とは，行徳漁協の組合員が将来円滑な転業を図るための準備に要する資金（転業準備資金）の融資に関して，協定書，合意書，確認書等により，各金融機関が行徳漁協に対し，転業準

備資金として総額42億9750万円を融資し、県は、各金融機関に対し、融資総額の一定割合を預金し、利息に関しては、県が行徳漁協及びその組合員の実質負担とならないような措置を講ずるものとする旨合意（三者合意）し、昭和57年7月、その合意に基づき各金融機関が行徳漁協に対する融資（本件融資）を実行し、県が各金融機関に預金した。

(2) 免責的債務引受け（行徳漁協の利息負担回避措置）

県、信漁連及び行徳漁協は、昭和63年3月30日から平成11年3月26日までの間、4度にわたり、行徳漁協が本件融資の利息を支払うために生じた行徳漁協の債務について、県が、免責的債務引受けをする旨の協定を締結した（本件各債務引受け）。

(3) 支出決定及び支出命令

被告中野は、県企業庁長として、本件各債務引受けによる県の信漁連に対する債務の支払のために、平成11年度補正予算で議決を経た28億円（平成11年度分）については、平成12年3月23日付けで、平成12年度当初予算で議決を経た28億2870万1000円のうち28億0958万6656円（平成12年度分）については、平成13年3月23日付けでそれぞれ決裁を行い、支出を決定（本件各支出決定）し、次いで、平成11年度分の支出については、平成12年3月24日付けで、平成12年度分の支出については、平成13年3月26日付けでそれぞれ支出回議書により決裁（本件各支出命令）し、それぞれ平成12年3月31日、平成13年3月30日に信漁連に支払われた。

3 争点

- (1) 被告沼田に対する請求に係る訴えの適法性
- (2) 被告中野の責任（本件各支出決定及び本件各支出命令による被告中野の県に対する損害賠償義務）の有無

4 当裁判所の判断

(1) 争点(1) (被告沼田に対する請求に係る訴えの適法性) について

旧地自法242条の2第1項4号にいう「当該職員」とは、当該訴訟においてその適否が問題とされている財務会計上の行為を行う権限を法令上本来的に有するとされている者及びその者から権限の委任を受けるなどしてその権限を有するに至った者をいうところ、本件各支出決定及び本件各支出命令(本件各決定命令)は、県の地方公営企業である土地造成整備事業の業務執行に当たり、本件各決定命令を行う権限を有する者は、当該事業の管理者である県企業庁長である(地方公営企業法8条1項本文、千葉県土地造成整備事業、工業用水道事業等の設置等に関する条例4条)。

県知事であった被告沼田は、本件各決定命令を行う権限を法令上本来的に有する者ではなく、また、その者から権限の委任を受けるなどしてその権限を有するに至った者でもないので、旧地自法242条の2第1項4号の「当該職員」に当たらないから、被告沼田に対する請求に係る訴えは、不適法である。

(2) 争点(2) (被告中野の責任の有無) について

ア 先行する原因行為の違法と当該財務会計職員の行為の違法との関係

旧地自法242条の2第1項4号により当該職員に損害賠償責任を問うことができるのは、当該職員の財務会計上の行為に先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、同原因行為を前提としてされた当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られる。

そして、財務会計上の行為の権限を有する職員が、先行する原因行為に違法事由となるべき瑕疵が存在するにもかかわらず、その行為を前提とした財務会計行為を行った場合に、当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務違反に当たるか否かは、原因行為に存する瑕疵の内容及びその違法性の程度、財務会計行為がなされるに当たって、当該職員自身が、その瑕疵の存在を認識することが可能であったか否か、認識できたとすれば、これを是正することが可能であったかなどの諸般の事情を総合的に検討して判断すべきである。

イ 原因行為の瑕疵の有無

ア) 三者合意の瑕疵の有無

県企業庁長は、三者合意の締結について、裁量権を有していたが、その裁量には自ずから限界があり、契約目的の合理性、契約内容の相当性等から裁量の範囲を逸脱するものと判断される場合には、三者合意の締結には瑕疵があり、違法性を帯びるといわなければならない。

a 契約目的の合理性

三者合意締結当時、行徳漁協の漁場環境の悪化等といった影響が出ていたこと、市川2期地区埋立計画（本件埋立計画）は、千葉県第2次新総合5か年計画の計画期間内の事業着手が予定されていたことからすれば、行徳漁協の組合員の転業を支援するための措置をとる必要があったといえる。また、本件埋立計画の一部である塩浜地区については、JR京葉線用地の確保のため、早急に埋立ての必要があったが、何らの措置をとらずに塩浜地区のみを切り離して埋立てを実施することに行徳漁協が反対したことから、県としては、行徳漁協の協力を得るための措置をとる必要があったといえる。

したがって、三者合意は、県が行徳漁協の組合員の転業を支援し、行徳漁協の協力を得るために締結されたものとして、合理性があるといえることができる。

b 契約内容の相当性

三者合意に基づく本件融資は、本件埋立計画が具体性を欠き、計画の見直しもあり得たうえ、転業準備のために必要な額についての調査は行われずに、融資総額が行徳漁協の漁場評価額45億5700万円に近い42億9750万円となっており、その融資額全額についてまで、融資の必要性があったとは認め難い。また、三者合意によれば、本件融資の利息が発生した場合には、それを県が負担しなければならないことにな

るところ、本件埋立計画の実施が遅れば、融資期間はその分だけ長期化し、利息も多額になるおそれがあったが、本件融資の時点では、本件埋立計画が具体性を欠いていたにもかかわらず、本件埋立計画が実現しない場合等については、何ら検討がなされず、県の多額の負担を回避するための措置が講じられていない。

以上のとおり、三者合意は、本件融資の融資額全額を融資する必要性があったとは認め難いことに加えて、本件埋立計画が実現しない場合等に、県に多額の債務が無限定に発生する構造になっており、経済性の発揮という、地方公営企業の経営の基本原則（地方公営企業法3条）にも反することから、契約内容の相当性を欠くものといわざるを得ず、県企業庁長の裁量権を逸脱するものとして、瑕疵があるといわなければならない。

(イ) 本件各債務引受けの瑕疵の有無

三者合意は、前記(ア)のとおり瑕疵があるものの、私法上有効であり、県には、三者合意により、基本的に、行徳漁協に対し、本件融資の利息について、行徳漁協及びその組合員の実質的負担とならないような措置をとる義務が生じたといえ、本件各債務引受けは、この県の私法上の義務の履行のため、県が、本件融資の利息について、前記措置の具体化として行ったものであるから、瑕疵があるとはいえない。

ウ 本件各決定命令の違法性の有無

本件各決定命令の原因行為である三者合意には瑕疵があるが、直接の原因行為である本件各債務引受けには瑕疵があるとはいえず、本件各決定命令は本件各債務引受けにより私法上負っている債務の履行のためにされたものであり、原因行為の瑕疵の是正可能性がなかったから、本件各決定命令は、県企業庁長の裁量の範囲内の行為ということができ、被告中野に責任は認められず、原告らの被告中野に対する請求は理由がない。